

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正【新旧対照表】

改正前			改正後		
別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業			別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業		
事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件	事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
(省 略)			(省 略)		
10 高層建築物の建設	建築物の建設の事業であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、同項第4号（ただし書を除く。）の延べ面積（以下「延べ面積」という。）が5万平方メートル以上であるもの。ただし、都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域（以下「特定の区域」という。）に建設する場合には、建築物の高さが180メートル以上で、かつ、延べ面積が15万平方メートル以上であるもの	建築物の建設の事業であって、建築物の高さが75メートル以上100メートル未満で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの。ただし、特定の区域に建設する場合には、建築物の高さが100メートル以上 <u>180メートル未満</u> で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの	10 高層建築物の建設	建築物の建設の事業であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、同項第4号（ただし書を除く。）の延べ面積（以下「延べ面積」という。）が5万平方メートル以上であるもの。ただし、都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域（以下「特定の区域」という。）に建設する場合には、建築物の高さが180メートル以上で、かつ、延べ面積が15万平方メートル以上であるもの	建築物の建設の事業であって、建築物の高さが75メートル以上100メートル未満で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの。ただし、特定の区域に建設する場合には、建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの。 <u>（この項の第1分類事業の要件の欄ただし書に掲げる要件に該当するものを除く。）</u>
(省 略)			(省 略)		
(備考省略)			(備考省略)		

※下線部分が改正箇所